

令和5年度 第2回 長野県契約審議会

日 時 令和5年9月12日(火)

14時00分～16時45分

場 所 長野県庁議会棟 402号会議室

1 開 会

○小池企画幹(会計局契約・検査課)

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、令和5年度第2回長野県契約審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます会計局契約・検査課の小池でございます。よろしくお願いいたします。それでは、次第に従いまして進行してまいります。

委員の皆様におかれましては、令和5年9月1日から令和8年8月31日までの3年間、長野県契約審議会委員に御就任いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は12名の委員全員に御出席いただいておりますので、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることを、まず御報告いたします。

また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。なお、会議の終了時刻につきましては、午後5時頃を予定しております。

それでは、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様のお手元に、事前にお送りしました会議資料一式のほか、長野県の契約に関する条例、それから長野県の契約に関する取組方針の本文、そのほか参考資料としてお配りしております長野県総合5か年計画の概要版パンフレットとビジョンブック、以上、先にお送りしました資料を含めまして、5点でございますでしょうか。御確認をお願いいたします。

ここで、報道機関の皆様、傍聴の皆様方へお願いがございます。本日の資料は今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、その点に十分御留意いただくようお願いいたします。

2 あいさつ

○小池企画幹

それでは初めに、県を代表しました会計管理者兼会計局長の宮原より、御挨拶を申し上げます。

○宮原会計管理者兼会計局長

長野県会計局の宮原でございます。本日、令和5年の第2回の長野県解約審議会を開催いたしましたところ、非常にお暑い中、また、皆様大変お忙しい中、このように御出席を

いただきまして、誠にありがとうございます。

御案内のとおり、この審議会は長野県の契約に関する条例に基づき、平成 26 年に設置をされまして、今年でちょうど 10 年目を迎えようとしております。この間、県の契約に関する重要事項につきまして、非常に活発な御審議をいただいております。後ほど御説明を申し上げますが、条例に掲げた四つの基本理念の実現に向けて、大変大きな役割を果たしていただいております。重ねて御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

今回は、今年度 2 回目ではございますが、委員の皆様様の 1 期 3 年の任期がちょうど切り替わるというところではございまして、第 4 期となって初めての審議会となっております。今回から 12 名の委員の皆様方のうち、6 名の皆様方に新たに御参加をいただくことになりました。

私ども長野県でも、ちょうど今年度から、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」という基本目標を掲げた新たな総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」に基づく取組を始めているところでございます。私ども会計局所管の契約や出納といった業務は、県の活動全般を、ある意味下支えするような役割ではございますが、5 か年計画の中で特に契約条例と関係が深い部分といたしましては、プランの柱の一つであります創造的で強靱な産業の発展を支援するという政策の一環として、地域に根ざした産業を活性化させる、産業生産性と県民所得の向上を図る、人や社会に配慮した経済の実現を目指す、こういった取組の一つとして位置づけられるかと考えております。

こうした位置づけを踏まえて、第 4 期の委員の皆様方には、契約の公正・適正化、ダンピングの防止、あるいは県内企業の受注機会の拡大などはもちろん、長年の、そして喫緊の課題でもございます建設業をはじめとする地域産業の担い手確保・育成でありますとか、働き方改革、建設資材をはじめとする物価高騰への対応、デジタルトランスフォーメーションの推進などを巡って御審議をお願いすることが多くなるかと思っております。

私ども事務局方といたしましても、充実した御審議をいただくために準備に当たっておりますので、委員の皆様方には、ぜひ専門的な知見ですとか、豊かな御経験を踏まえた忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきたいと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

3 委員紹介

○小池企画幹

次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。会議の資料にございます名簿の順に御紹介させていただきます。

相澤久子委員でございます。

○相澤委員

相澤でございます。よろしくお願いたします。

- 小池企画幹
秋葉芳江委員でございます。
- 秋葉委員
秋葉です。よろしく申し上げます。
- 小池企画幹
猪俣正由委員でございます。
- 猪俣委員
猪俣でございます。よろしくお願ひいたします。
- 小池企画幹
岩片弘充委員でございます。
- 岩片委員
岩片と申します。よろしくお願ひいたします。
- 小池企画幹
木下修委員でございます。
- 木下委員
木下でございます。よろしくお願ひいたします。
- 小池企画幹
本日はウェブにて御出席いただいております栗田晶委員でございます。
- 栗田委員
よろしくお願ひいたします。栗田です。
- 小池企画幹
佐々木基委員でございます。
- 佐々木委員
佐々木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 小池企画幹
西澤孝枝委員でございます。

○西澤委員

西澤でございます。よろしくお願い申し上げます。

○小池企画幹

濱民恵委員でございます。

○濱委員

濱と申します。よろしくお願いいたします。

○小池企画幹

森俊也委員でございます。

○森委員

森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小池企画幹

憲正委員でございます。

○湯本委員

湯本でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○小池企画幹

なお、中畷実香委員につきましては、御都合により会議の途中から御参加いただけることになっております。御到着の際には、改めて御紹介いたします。

次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。

○坂口契約・検査課長

契約・検査課長の坂口でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○増澤技術管理室長

技術管理室長の増澤邦彦と申します。よろしくお願い致します。

4. 会長の選任等

○小池企画幹

次に、本審議会規則第2条第1項に基づきまして、委員の皆様にご意見を伺って、委員の皆様から会長を互選していただきます。会長選任について、自薦・他薦を問わず御発言がありましたらよろしくお願いいたします。

それでは、秋葉委員から手が挙がりまして、秋葉委員、よろしくお願いいたします。

○秋葉委員

秋葉でございます。内閣府地方創生推進事務局長などの御経歴から、佐々木委員さんが会長に適任かと思えます。

○小池企画幹

ただいま佐々木委員の御推薦がありました。委員の皆様からほかに御発言などありますでしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

○小池企画幹

それでは、「異議なし」との声もありましたので、御異議なしと認めさせていただきます。

佐々木委員に会長をお願いいたします。会長席に御移動願います。

それでは、佐々木会長から御挨拶と、長野県契約審議会規則第2条第3項による会長代理の指名及び会議の進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○佐々木会長

佐々木でございます。改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

私は今、東京で勤務しておりますけれども、生まれ育ちは安曇野でございます。そういふことで、公共発注、特に長野県の公共事業について非常に関心を持ったわけでございます。皆さん御承知のとおり、一時期非常に厳しい時期がありました。これは県庁の皆さんも御了解だと思いますが、現在、私の知る限り、入札契約制度について、恐らく全国の自治体の先頭を走っているのではないかという気がしています。これはひとえに県庁の皆さんの御努力と、この審議会が非常に大きな貢献をされてきたのではないかと考えています。

そういう歴史ある立派な仕事をされてきたこの審議会で、こうして各界を代表する皆様方と一緒に携わって仕事ができることを、私も誠に光栄に思っているところでございます。

今さら私が言うこともないのですが、先ほど宮原さんの御挨拶にもありましたけれども、入札契約制度というのは、公共の発注でございますので、発注する主体の、大きさに言えば思想が表れている、そういう場だと思います。例えば災害対応をどうしていくのか、働き方改革、生産性向上みたいなものをどうやっていくのか、あるいはDXの話もございましたし、環境のこともございます。それから男女共同参画とか、障害者雇用とか、そういったいろいろな現在抱えている課題について発注者としてどうやってその思想を表現していくか、その一つの表れがこの入札契約制度だと思っております。

そういう意味で、入札契約制度は非常にテクニカルな部分もございますので、私もそうですが、分かりにくいところも非常にございます。ぜひ委員の皆様には、遠慮なく分からないところはどんどん御質問していただければと思いますし、これは思想の問題だと思いますので、ちょっと脱線するかと思われるようなことでも、どんどん御自分の御意見を言ってもらって、この審議会が活発なものになるように、私もそのお手伝いができれば思っています。

これから3年間、大変お世話になりますが、どうかよろしく願いいたします。

それでは議事に入らせていただきまして、まず、会長代理を選ばせていただきます。私といたしましては、秋葉委員に会長代理を務めていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○秋葉委員

承知いたしました。

5 説明請求審査部会の概要及び部会に属する委員の指名

○佐々木会長

議事に入りたいと思います。まず次第5「説明請求審査部会の概要及び部会に属する委員の指名」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

説明請求審査部会の概要について御説明をさせていただきます。資料の1ページを御覧ください。

「1 設置理由・委員構成」です。

(1) 設置理由ですが、入札及び契約に係る苦情申立て手続要領により、県の契約の締結過程等について、再苦情が申し立てられた際、おおむね50日以内に答申する必要があるため、短期間の審議かつ専門的知識を要するため設置が決定されました。

(2) 委員構成ですが、当部会においては、紛争や法律の知識をお持ちの方、また対象となる案件の多くが建設工事等に関わるものであることから、当事者と利害関係のない建設関係に詳しい方に御審議をいただく必要があると考えております。

さらに、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない、守秘義務があるため、少人数の部会として御審議をいただくことが適当と考えまして、3名で構成しております。

部会に属する委員につきましては、会長が指名することとなっております。

「2 審議内容」です。当部会で審議する内容は二つございます。

まず(1) 県が行った入札・契約の過程について苦情申立てがされ、当該発注機関の長から回答した内容に対し不服があり、知事に対して再苦情申立てを行った場合に御審議をいただきます。

もう一点、(2) 県が発注した建設工事、また建設工事に係る委託業務に関して、業務終了後に発注者が行う成績評定について、受注者から説明請求がされ、当該発注機関の長から回答した内容に不服があり、知事に再説明請求を行った場合に御審議いただきます。

当事者からの聞き取りを行うことも内容に含まれます。

次に「3 決議・報告」です。

(1) 部会の決議ですが、部会の決議をもって審議会の決議とすると定められております。

(2) 審議会への報告ですが、部会を開催した場合におけるその審議内容につきましては、その後直近で開かれる審議会で御報告することとしております。

最後に「4 直近5年間の開催状況」です。

表に記載のとおり、5年間で4回、部会を開催しております。内訳としましては、入札等の過程に関する再苦情申立てが1件、成績評価の結果についての再説明請求が3件となっております。

概要の説明は以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただいまの御説明に関して御質問等ありますでしょうか。特にございませんか。

それでは、先ほど御説明がありましたとおり、部会に属すべき委員を会長の私のほうで指名をすることになっておりますので、岩片委員、今日はウェブですけれども栗田委員、それからちょっと遅れて来られるということになっておりますけれども、中畠委員を指名させていただきたいと思っております。お三方には、大変御苦勞をおかけしますけれども、どうかよろしく願いいたします。

6 長野県の契約に関する条例及び取組方針の概要

○佐々木会長

それでは次に、次第の6でございます。「長野県の契約に関する条例及び取組方針の概要」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

今回の審議会から、第4期に入るということで、改めて長野県の契約に関する条例及び取組方針の概要について説明をさせていただきます。

資料2、2ページを御覧ください。

行政の契約についての条例、いわゆる公契約条例は、大きく分けて2種類ございます。一つは賃金条項、これは受注者が労働者に対して自治体独自に設定した賃金の下限額以上を支払うことを求める規定のことですが、この条項を持つものと、もう一つは、契約方針として社会的価値の実現を理念的に定めた条例、いわゆる公契約基本条例と言われているものがございまして、長野県の条例は後者の公契約基本条例に当たります。

資料2の「ア 条例の目的」ですが、契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ、県の一定の行政目的を実現するために、契約の活用を図ることを目的としまして、平成26年3月に制定されております。

「イ 基本理念」としまして、四つの理念を定めております。

また、次の「ウ 取組方針」で、契約に当たり取り組むべき事項を具体的に定めております。

先に次の3ページを御覧ください。長野県の契約条例と取組方針、主な成果をまとめた

資料になります。

ここで基本理念の1、目的として「地域経済の健全な発展」とありまして、その下の1-1から1-3までが取組方針に記載されている事項となります。まとめますと、意欲ある事業者に県の入札に参加してもらうための仕組みをつくるための取組ということになります。具体的には、最新の労務単価や資材等の実勢価格を適切に反映した価格設定をするだとか、契約におきまして、一般競争、公募型見積合わせを原則とするなどがございます。

その下の着色された部分、主な成果になりますが、そのうち2番目の公募型見積合わせの件数につきましては、年間3,000件以上実施しております。本来は価格帯的には随意契約ができる案件となりますが、より多くの事業者が応札できるように、一般競争に準じて広く応札者を公募するという制度を適用しているところでございます。

次に基本理念の2、こちらはより良いサービスを提供する事業者と契約するための工夫ということになります。具体的な取組として、ダンピング受注を防止する最低制限価格制度、または低入札価格調査制度の導入だとか、価格以外の多様な要素を考慮した総合評価落札方式の実施などがございます。このうち総合評価につきましては、建設工事で実施率50%以上という、他県と比較しても突出した実施状況となっております。

次に、基本理念の3と4は、県の行政目的の実現に資する事業者についての記載となります。

基本理念3、地域雇用や災害時の対応など、地域に貢献する県内事業者への配慮でございまして。具体的な取組の一つとして、契約内容に応じた地域要件の設定を原則としております。このうち建設工事における県内事業者の受注率は99.5%に達しております。おおむね達成されている状況でございまして。

基本理念4、地域の社会的責任、一般的にはCSR、Corporate Social Responsibilityと言われているものです。企業が社会的な存在として果たすべき責任、これを果たす事業者への支援になります。具体的なものとして、労働環境の整備、環境配慮、障害者雇用、男女共同参画社会への取組等がございますが、ここでは代表的な成果として、障がい者施設からの調達実績を挙げてございます。

次の4ページを御覧ください。

こちらは96項目あります取組方針のうち、既の実施されている取組を除いた、着手しているがさら更に検討を要する取組と、今後検討を進める取組に分類されているものについて抜粋した資料となります。これらの取組につきまして、第3期に引き続き審議をお願いしていくこととなります。

長野県の公契約の額は、年間約1,200億円に上ります。その契約に当たりましては、価格だけによらずに、中長期的な行政目的の実現を含めて、政策全体として県民の利益になるように契約を活用しますというのが、この県条例の趣旨となります。

2ページに戻っていただきまして、エ、本契約審議会につきましては、第7条で規程をされております。条例に基づいた契約の推進に当たり、以下に記載された重要事項につきまして、委員の皆様のお審議をいただくこととなります。

説明は以上です。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等おありでしょうか。特にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、この件については説明を承ったということで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

7 長野県の契約状況

- (1) 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の契約状況
- (2) 受注希望型競争入札の実施状況、建設工事等における全国落札率の推移
- (3) 森林整備業務の契約状況

○佐々木会長

次に次第の7でございます。「長野県の契約状況」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

「長野県の契約状況」につきましては、例年、会議後半の「報告事項」で御説明しております。今回は第4期で初めての会議となりますので、県の契約状況について先に御説明をさせていただきます。審議の際の参考としていただければと思っております。

資料3-1を御覧ください。「令和4年度 製造の請負等3契約の契約状況について」御説明をいたします。

この資料は、県の入札の状況につきまして、毎年御報告をするもので、建設工事に係る契約以外の概要を御説明するものです。

まず表の左列「区分」欄を御覧いただきたいのですが、こちらに「契約の方法」ということで囲ってある部分を御説明いたします。

契約の方法に、「一般競争入札」、「公募型見積合わせ」、「公募型プロポーザル方式」とあります。「一般競争入札」とは、入札公告に基づき、入札参加資格を持つ者が入札書を提出し、その中で最も有利な条件なものと契約を締結する方式でございます。

「公募型見積合わせ」とは、随意契約において案件をホームページに公開し、広く事業者から見積書の提出を求め、予定価格の範囲内で最低の価格の申込者と契約を締結する方式でございます。

「公募型プロポーザル方式」というのは、公募により複数の者から目的に合った企画提案を受け、その中から企画・提案能力のある方と随意契約を締結する方式でございます。

次に表の左列「区分」欄で「受注者」という枠がありますが、こちらについて御説明いたします。

県では、契約条例の基本理念に基づき、県内の中小企業者の受注機会の確保に取り組んでおります。取組の方法といたしましては、入札参加資格の審査において、県内に本店を有する事業者に限り、「信州企業評価項目」という名称の審査・評価を行う項目を設けまして、基準を満たす事業者に対しては加点を付与する取組です。

また、入札参加資格の資格要件で、県内に本店、支店、または営業所を有していることを要件として定めることにより、中小企業者の受注機会の確保に取り組み、一定の効果を上げているところでございます。

それでは、実際の契約の状況について御説明いたします。

表の右列、「令和4年度」の欄を御覧ください。

上段には「製造の請負」とございます。こちらは、印刷業務や制服、横断幕の製造などを行うものでございます。契約の件数438件、契約金額は1億7,800万円余で、令和3年度と比較しますと、1,300万円ほど増加をしております。これは、令和4年度に参議院選挙、県知事選挙、県議会議員選挙などがございまして、印刷や啓発物品の発注が多かったことによるものです。

「平均落札者」の欄で御覧いただきますと、「平均落札率」は80.4%、「平均応札者数」につきましては2.5者で例年並みとなっております。

2段目でございます。「物件の買入れ」の欄でございます。こちらは、事務用品、燃料などの購入を行っているものでございます。契約件数は2,467件、契約金額は57億2,800万円余で、令和3年度と比較しますと、6億3,000万円ほど増加をしております。これは電力価格の高騰等による影響でございます。

「平均落札率」は83.8%、「平均応札者」数は2.3者で、平年並みとなっております。

3段目でございます。「その他の契約」の欄でございます。こちらですが、清掃、警備などの業務の委託ですとか、物件の買入れなどを行うものでございます。契約件数は1,038件、契約金額は127億7,900万円余で、令和3年度よりも100億円ほど減少しております。

同様にその四つ下の「受注者欄」の「県内本店」の金額も減少しております。これは、コロナウイルスの関連事業の縮小や、下水道管理業務、情報処理システムといった大口の複数年の契約が、令和3年度中に締結されていたことによります。

「平均落札率」は91.6%、「平均応札者数」は1.7者で、平年並みとなっております。

最下段は3契約の合計でございます。契約件数は3,943件、契約金額は186億8,600万円余、「平均落札率」が85.5%、「平均応札者数」は2.2者となっております。

引き続き、これらのデータの推移を踏まえ、契約条例の基本理念に基づき、「契約の適正化」、「総合的に優れた契約の締結」などの取組について進めてまいります。

御説明については以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

相澤委員、どうぞ。

○相澤委員

いつもこの表を見て思うのですけれども、直接は関係ないとは思いますが、県の一般会計の決算額、およそで結構ですが、令和4年度の契約金額の総額と、公共工事や工事等の契約金額がお幾らぐらいでしょうか。

今御説明いただいた製造の請負等3契約というのは186億円程度で、そんなに大きな金額ではないかと思えます。件数は後ろにもあるのですが、初めての方もいらっしゃると思いますので、全体としての金額と、そのうちの工事の金額、また3契約と随意契約を併せた大体の金額、概要を知りたいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局

冒頭申し上げましたのですが、これは建設工事を除くものでございます。契約管理システムというシステムを使い数字を出しておりますが、そのシステムを使用しない見積合わせや、企業局や警察、また県外の現地機関を除いた概況になっておりますので、公共工事以外の契約の、概要をお知りになっていただくものでございます。

随意契約や総数については、申し訳ありませんが、システムが等を使われておりませんので把握ができていないところでございます。

○事務局

手元に細かい数字がないので大ざっぱですが、全体で1,200億円程度の規模です。そのうち1,000億円程度が工事、200億円程度が「その他3契約」となっております。

○相澤委員

システムに乗らないということは前にもお聞きしておりますけれども、全体の概要を頭に入れて、この表を考えたいと思ひましたので、ありがとうございます。

○佐々木会長

契約状況について、事務局より引き続き御説明をお願いします。

○事務局

お手元の資料の6ページ、資料3-2「受注希望型競争入札の実施状況について」を説明させていただきます

受注希望型競争入札というのは、長野県の競争入札の呼称でございます。県内本店の有無や地区の制限などの地域要件や技術者の要件を付す、条件付きの一般競争入札を指しております。そのほか、長野県のこの入札制度の特色といたしましては、郵送または電子による入札で、開札の日まで誰が札を入れたか分からない。これは例えば談合防止とかそういうものの効果があるという形ですが、そういった特徴ですとか、開札後に落札候補者のみ要件を審査するというところで、効率性等を考慮した事後審査方式を取っているとか、そういったものがあります。

この状況につきまして、まずI「1 建設工事」を説明します。令和3年、令和4年と上下で分けてございますが、太枠で囲った右下の部分、令和3年度ですと、契約件数、契約に至った件数が1,738件、令和4年が1,662件、平均参加者数が4.2者、4.9者、平均落札率が95.4%、95.2%とおおむね横ばいという形でございます。

「(2) 近年の入札状況」のグラフを御覧ください。先ほど相澤委員よりお話のありましものにつきまして、建設工事につきましては、R4の棒グラフになっているところが落札金

額でございます、字が小さくて申し訳ないのですが、一番下に 89,480 とあります。単位が 100 万円でございますので、894 億 8,000 万円という形になりますが、受注希望型競争入札の落札額総額がこの金額でございます、グラフで見ていただくとおり平均落札率と平均参加者については、ここ数年はおおむね横ばい、安定しているという見方をさせていただいているところでございます。

また、(3) 地域別、10 ブロックということで、県内 10 個に分けたブロックごとの動向でございますが、特に令和 3 年、令和 4 年の上から三つ目の地元受注率の件数を見ていただきますと、件数としては 90%以上が地元企業が受注しているという形で、これが先ほど条件付きの一般競争入札という御説明をさせていただきましたが、長野県内に本店を有する方等の要件をつけさせていただいて発注しているという形で、地元企業の受注にある程度配慮されたものとなっているものの効果が表れているという認識をしているところでございます。

7 ページを御覧ください。測量や地質調査、建設コンサルタントの設計等、委託業務に関するものでございます。

一番上の月別・年度別の状況につきましては、先ほどと同じ見方になりますが、令和 4 年度でいきますと、契約に至った件数が 1,661 件、平均参加者数が 11.4 者、平均落札率が 89.8%ということで、「(2) 近年の入札状況」を見ていただいても、やはり同様におおむね横ばいとなっております。

最後、一番右下、「Ⅱ 総合評価落札方式の状況」でございます。受注希望型競争入札のうち、入札価格以外に技術力や社会性を点数化したもの、「価格以外の評価点」というものを新たにつけさせていただきまして、入札価格とそれ以外の「価格以外の評価点」、これを総合的に判断して優れた方を落札者とするという仕組みを取らせていただいております。

総合評価落札方式の状況につきましては、令和 4 年度合計欄を見ていただきますと、工事につきましては 908 件、委託業務につきましては 1,088 件、合計が 1,996 件ということで、先ほどの契約に至った件数で割り返しますと、おおむね全体で 6 割のものが総合評価落札方式でやっております、こうした総合的に優れた方に仕事をしていただくという取組をしている状況でございます。

あわせて、資料 3-3、今度は全国的な比較という形で、「建設工事等における全国の落札率の推移」のグラフでございます。

上段が建設工事になります。令和 4 年度ですと、長野県は先ほどの話のとおり、落札率が 95.2%。全国平均は 93.8%ということで、全国的に見れば、比較的高い位置で推移しているところでございます。

下段の委託業務につきましても、長野県の 89.8%に対しまして、全国平均は 88.8%ということで、これも全国的に見れば高い位置で推移しているところでございます。

説明は以上でございます。

○佐々木会長

それでは、資料 3-2 と 3-3 の関係で、御質問、御意見等ありますでしょうか。

3-4 の説明もしていただきますので、その後からでも、また質問がありましたらお願いいたします。

では、引き続きお願いいたします。

○事務局

9 ページの資料 3-4 を御覧いただきたいと思います。「森林整備業務の契約の状況等」についての御報告です。

「1 森林整備業務の内容」です。国有林を除く保安林及び県有林の適切な維持管理のために行う県発注の森林整備でございます。県の森林整備業務の入札参加資格を持つ者が入札に参加できます。

「2 入札方式」は、受注希望型競争入札で、必要に応じまして総合評価落札方式を採用しております。

「3 ダンピング等の対策」については、建設工事と同じ制度により対応しております。

「4 総合評価落札方式制度」につきましては、予定価格 200 万円以上で技術的に難易度が高い業務等、発注機関の長、こちらは現地機関の地域振興局長になります。発注機関の長が必要と認めたものとしております。

「5 契約の状況」でございますが、平成 30 年から令和 4 年度までの 5 か年の状況です。発注契約件数、平均契約額等は御覧のとおりでございます。このうち随意契約は、受注希望型で不調・不落になった後で見積りを行ったものでございます。

平均応札者数が近年 2 者前後でやや減少しています。これは、災害多発によりまして復旧工事への応札を優先したこと、また支障木の処理対応等を優先したことによるものと推測しております。

資料 3-4 の御報告は以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございました。それでは、今までの資料 3-1 から 3-4 まで、長野県の契約においてということにつきまして、併せまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

森委員、どうぞ。

○森委員

よろしく願いいたします。森でございます。

まず資料の 3-1 についてですが、令和 3 年度の合計を見ますと、「受注者」について「県内本店」で 145 億円余り、「県外本店のうち県内支店なし」で 21 億円となっております。これは 7 分の 1 ぐらいの割合だと考え、令和 4 年度に関して言いますと、「県内本店」が 47 億円に対して、「県外本店のうち県内支店なし」で、23 億円となっております。この割合を見ますと、例年 7 分の 1 ないしは 6 分の 1 ぐらいの割合が、令和 4 年度では 2 分の 1 ということを考えますと、例年どういう状況にあって、このぐらいのあたりが望ましいというところがあれば、お教えいただければと思います。よろしく願いします。

○事務局

今、委員さんから御質問をいただきました「県内本店」と「うち県内支店なし」につい

での状況についてでございます。「県内本店」の金額については、先程、御説明しましたとおり、コロナウイルス関連事業の縮小や、下水道管理業務及び情報処理システムの大口複数年契約が令和3年度に締結されたこと等により、令和4年度は令和3年度より100億円程減少しておりますので、金額では例年の状況を把握しにくいとため、件数で状況を御説明します。令和4年度で、「受注者」欄一番下の「うち県内支店なし」が112件となっております。過去5年間の平均は96件です。平成29年が113件でございます。30年が89件、令和元年が96件、令和2年が81件、令和3年が101件、令和4年が112件ということで、5年平均だと96件で平均に比べると令和4年度は少し高い数字になっております。「県内支店なし」というのは、基本的に長野県の県内事業者だけでは競争性が担保できないとか、県内に受注できる事業者がいらっしゃらないとか、WTOやプロポーザル方式みたいな地域の要件がつけられない、そういった契約になってまいりますので、112件という数字は、ある程度やむを得ないかと考えております。

○森委員

ありがとうございます。基本的にはやむを得ずというところがあり、件数としてはおっしゃっているとおりかなと思ったところだったのですが、金額としてこの割合が相当令和4年度は違うなというところがありましたので、そこら辺の確認だったもので。

○事務局

令和3年度におきましては、コロナウイルス関連事業、大口の複数年契約といったものが特徴的でした。そのために令和3年度の契約においては、ほかの年度と比べて少し違った動きがありましたので、パーセンテージで見ますとちょっと特徴的な金額に見えるところがございます。

○森委員

ありがとうございます。特徴的なことが、例年と比較してどうかという確認でした。

○佐々木会長

森委員、ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

濱委員、どうぞ。

○濱委員

濱でございます。今回初めて審議会委員ということで、専門が働き方改革まっただ中の社会保険労務士なもので、こういった入札の資料というものを初めて目の当たりにする中で、建設部の資料だけがなぜ細かくて、年度ごと、月々の、またグラフ化された数値の資料であって、ほか製造と森林整備の関係はこのような資料になっているのか。その違いを教えてくださいいいですか。

建設を見るとすごくよく比較が分かるのですが、ほかの資料を見ると、何を意味されて、何を数値化しているのかが飲み込みづらくて、すみません。

○佐々木会長

いかがでしょうか。

○事務局

建設の資料が細かいのは、担い手が少なく、発注の平準化などを加味しているということがあります。建設工事も企業が限られている中で、年間で県が予定している工事を地元の企業に受けてもらうに、そういう状況を加味した発注計画を立てていく必要があります。受注状況も確認しながら、また発注計画を見直すために月単位で確認しています。

「その他3契約」は、同じものを毎年繰り返す業務と、その年だけしかない業務があることから、年間を通して確認していくために、このような表のまとめ方をしております。以上でございます。

○濱委員

ありがとうございます。

○佐々木会長

よろしいですか。ほかにいかがですか。

○小池企画幹

申し訳ございません。審議の途中でございますが、中寫委員がお見えになりましたので、改めて御紹介させていただきます。中寫実香委員でございます。

○中寫委員

弁護士の中寫でございます。遅れまして大変失礼いたしました。よろしく願いいたします。

○小池企画幹

ありがとうございました。引き続き、御審議のほどよろしくお願いいたします。

8 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

イ 取組方針の変更

ウ 入札参加資格の見直し

(ア) 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約

(イ) 建設工事

(ウ) 森林整備業務

エ 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置（試行拡大））

オ 公用車燃料の調達に係る契約について

○佐々木会長

それではこれから審議事項ということになるわけですが、次第の8でございます。審議事項アの「前回審議会の主な意見」について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局

審議事項のア「前回審議会の主な意見」について御説明いたします。10ページの資料4を御覧ください。

5月29日に開催しました令和5年度第1回契約審議会の主な意見を要約して整理させていただいたものになります。

審議会は間が2～3か月ほど空いてしまいますので、前回のおさらいとして毎回作成し、誤った内容となっていないかなど、この資料で御確認をいただいております。

また、審議会当日にお答えできなかった御質問等に対しましても、この際に御説明をさせていただきます。

今回の資料は第3期最後の審議会のまとめになりますので、新しく委員の御就任いただいた皆様は、参考として御覧いただければと思います。

説明は以上となります。

○佐々木会長

ありがとうございます。審議事項ということになっていますが、メンバーが替わっていきまして、湯本委員と秋葉委員の御発言が載っておりますが、これは御確認済みということでしょうか。

○事務局

審議会が終了後に議事録を作成し、内容を委員の皆様にご確認をいただきます。その内容を抜粋したのになりますので、改めて御確認いただく中で、修正などあれば御発言いただくということになります。

○佐々木会長

特によろしいですか。

○湯本委員

了解です。

○佐々木会長

それでは、お二人が了承されたということで次に行きたいと思っております。

続きまして、審議事項イでございます。「取組方針の変更」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

資料5、11 ページを御覧ください。先ほど概要を御説明しました取組方針の変更に関する審議事項となります。

「1 長野県の契約に関する条例」第6条で、取組方針を定めようとするときは、契約審議会の意見を聞かなければならないと定められておりまして、変更についても同様の取扱いでございます。

「2 変更内容」としまして、今回二つの取組方針の追加を考えております。

一つ目は DX 推進に関する取組でございます。取組方針の「1-1 契約の過程及び内容の透明性の確保」の欄に、(3)のDXの推進として、93番目の取組項目で、「県の契約において、電子契約、電子入札、入札参加資格審査受付システムを導入する」という項目を追加したいと思っております。デジタル技術等の活用によりまして、入札契約の手続におきましても、事務の削減や事業者の利便性の向上のために電子化を進めていくというものでございます。

このうち電子契約につきましては、昨年11月に導入済みで、既に3,000件以上の採用実績がございます。また、電子入札につきましては、建設工事の入札では既に導入済みでございます。現在、建設工事の電子入札システムの改修に併せまして、建設工事以外の製造の請負、物件の買入れ、その他の契約についてのシステムの構築を進めております。令和6年度中の運用開始を目指しているところでございます。

さらに入札参加資格審査につきましても、令和7年度から付与されます入札参加資格の申請に利用ができるように、令和6年度中の運用開始を目指してシステムの構築及び市町村との共同窓口の設置を進めているところでございます。

二つ目としまして、公用車燃料の調達に関する取組でございます。

「3-4 県民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う県内事業者の育成に資すること」の項目に94番目の取組としまして、「物件の買入れのうち公用車燃料の調達については、県と災害時の燃料供給協定を締結し円滑な燃料調達ができると認められる事業者からの優先調達を図る」を追加したいと思っております。

内容的には、現在県庁や現地機関ごとに個別に契約していますガソリン等の給油の契約を県と災害時の燃料供給協定を締結している団体に一本化するものでございます。

詳しくはこの後の資料8で説明させていただきますが、条例の基本理念の3、持続可能で活力ある地域社会の実現のために、県民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う県内事業者からの優先調達を図るものでございます。

「3 実施状況の整理」です。平成26年度、条例の策定時、この取組項目は89の項目がございましたが、第3期末、令和5年の8月末の時点で96項目に増えております。その内訳は、既に実施している取組が80、着手しているがさらに検討を要する取組が13、今後検討を進める取組が3となっております。

今回の変更によりまして、着手しているがさらに検討を要する取組にDXの推進を追加、今後検討を進める取組に公用車燃料の調達を追加しまして4となり、全体で98項目となります。

「4 更新スケジュール」です。今回の審議会に素案という形で提出をさせていただきました。修正等に対応しまして、改めて11月に案として御審議いただき、変更したいと考

えてございます。

次ページ、12 ページを御覧ください。概要で御説明した取組方針の抜粋の表になりますが、上から2番目 1-1 に 93 番の DX の推進を、下から6番目 3-4 に 94 番の公用車燃料の優先調達を追加する形となります。

また、その下、90 番の実施状況について、既に実施している取組に変更するということと、一番下の 92 番の取組について、項目を 4-5 から 4-2 に移行することにつきましては、前回の審議会でご了承いただいておりますので、今回の変更と併せて変更させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。御審議お願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただいまの御説明について、御質問、御意見等ございますでしょうか。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

湯本でございます。1点お願いしたいと思えます。

2の変更内容の一つ目の○のところ、DX の推進の関係です。この DX の推進については国や県が非常に重要な取組として認識をしているところですが、特に市町村との連携について、これまでも審議会の中で議論しているのですけれども、その関連性や見込みについて、現時点での状況についてお伺いしたいと思います。

○佐々木会長

いかがでしょうか。

○事務局

市町村との連携についてですが、入札参加資格審査システムの導入にあたり、申請者の負担軽減及び自治体の事務効率化を目的としまして、県と市町村の間での入札参加資格審査項目の多くを一括して審査をする予定でございます。

これは、令和7年4月1日以降に、県と各自治体で付与する資格から適用する予定でございます。令和5年9月時点で34の市町村が共同利用に参加する予定でございます。

前回の審議会では、全部で県と市町村合わせて28と申し上げたと思えますけれども、その後参加団体が増えましたので、現在はこの数となっております。

なお、長野県内には77市町村ありますが、19の市については全て参加する見込みでございます。

未参加の町村についてですけれども、規模の小さな町村が多く、そういった町村の中にはシステム導入による費用負担の大きさを懸念しているところもございます。今後はこの点について、参加市町村、未参加市町村との間で調整をしながら、引き続き多くの町村の参加ができるように働きかけていきたいと考えているところでございます。

○佐々木会長

湯本委員、よろしいでしょうか。

○湯本委員

分かりました。

○佐々木会長

ほかにいかがでしょうか。

秋葉委員、お願いします。

○秋葉委員

ありがとうございます。同じくこのDXの点ですが、私が承知していないだけでしたら恐縮ですが、DXを推進する観点がこの三つだけでいいのかなというところです。建設関係でもそれ以外の役務にしても、報告を上げていただくことが想像されるのですが、例えば、報告を紙でお願いしていないでしょうか。そういうものも含めてDXの対象に入れて、取り組みを義務化するのか、促すのか、そのあたりの議論はあろうかと思いますが、これだけではなく、全体のDXを進めて生産性をより上げていくという方向に取組方針が寄与すると、もっとすばらしいのではないかと思っの質問です。

○事務局

DX化に当たって全体で考えるというのは非常に有効な考え方だと思っております。建設工事などでは、仕事をした際に電子データによる検査等は今実際に進めているところです。ただ、それは契約ということではなくて、品質の確認とかそういった話になってきますので、今回の契約の取組ということでは入れていないのですけれども、もし具体的に契約の中でこういった取組に追記したほうがいいことがあれば、今後も追加していきたいと考えております。

○秋葉委員

ぜひ追加する方向で検討していただけたらと思います。確かに1-1の「契約の過程及び内容の透明性の確保」という項目に位置づけるのであれば、この範囲の書き方になるのかなという御説明は理解するのですが、県庁も民間も、DXを使って生産性を上げていかないと、もう回っていかないので、この仕組みがそこを後押しするような、そういう観点で項目を追加していただくことを、ぜひ検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございました。確かに契約審議会なので、どうしても電子契約や電子入札、入札参加資格という話になるのですが、建設業を取り巻く電子化となると、いろいろな分野で電子化しなければならないことは山ほどあるので、契約審議会のターゲットとしてはこうですけれども、御説明いただく際は、全体のDXの進め方みたいなものも入れていた

だくといいいかなと思いますが。

○事務局

この項目ではないのですけれども、既に総合評価で ICT の推進を評価するというような取組項目は取組方針の中に入っています。そういったことも含めて、この項目ということではなくて、さっきおっしゃった全体として取り組むべき内容で入れるものがあれば、今後入れるということは考えていきたいと思っています。

○事務局

補足ですが、県では DX 推進計画を進めておりまして、その中で契約関係や工事関係のものも盛り込んでいますので、改めて全体像と関連した御説明をさせていただきたいと思っています。

○佐々木会長

秋葉委員、よろしいでしょうか。

○秋葉委員

ぜひともお願いいたします。

○佐々木会長

ほかにいかがでしょうか。

濱委員、どうぞ。

○濱委員

引き続き濱でございます。前に戻るのですが、資料4「前回審議会の主な意見」で、委員さんから出た意見があって、それに対する回答と対応案等がございます。これはどの課の方がお答えになって、今後検討していきますという継続的な内容に対しての進捗状況というのは、どのような形でお示しいただけるのでしょうか。

前回出された意見が、本日の審議会で反映されているのかわからないので、どの課が最後まで責任をもって、委員さんのから出された意見を反映していくのか。本日もいろいろ貴重な意見が出されているので、意見に対する対応の方向性や時期がどう示されるのか、教えていただいてよろしいでしょうか。

○事務局

今回の審議事項で継続的な取組についての御意見は、「前回審議会の主な意見」としてやり取りを残し、回答ができるものは、基本的には次の審議会で御回答しております。

○濱委員

では、前回の審議会で意見が出ている、検討していきたいと思いますが、ということについては、まだ答えが出ていないということでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○濱委員

ありがとうございます。

○佐々木会長

ほかにいかがでございましょうか。今の濱委員のように、既に議論したところに立ち返っても、御疑問の点がありましたらご発言いただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは盛り上がってきましたけれども、この辺りで 10 分間ぐらい休憩を取りたいと思います。

○小池企画幹

それでは、これで 10 分間の休憩ということで、現在 15 分でございますので、25 分まで休憩ということでよろしく願いいたします。

【 休 憩 】

○佐々木会長

それでは再開させていただきます。

休憩前に伺うことを失念していましたが、「取組方針の変更」につきましては、おおむね適当ということにさせていただいてよろしいですか。

< 「はい」の声あり >

○佐々木会長

大変失礼いたしました。それでは次に、ウの「入札参加資格の見直し」について、御説明をお願いします。資料 6-1 から 6-3 まで、まとめて御説明をしていただき、まとめて御意見をいただくことにしたいと思いますので、よろしく願いします。

○事務局

製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格の見直しについて説明をさせていただきます。

それでは 13 ページ、資料 6-1、「製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格の見直し」を御覧ください。

入札参加資格につきましては、3年に一度の定期審査で、大方の事業者に資格を付与し、その後については随時審査をしているところでございます。この時期の審議会が入札参加

資格の見直しについて御審議いただく理由としまして、令和7年度の4月から付与になる資格の審査を、来年令和6年度に行うところですが、資格の変更点について事業者への周知が必要ですので、この機会に御審議をいただいて、事業者への周知の時間を十分に取りたいと思っておりますので、今回審議事項とさせていただきます。

はじめに製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札参加資格について、簡単に説明をさせていただきます。

「1 現在の製造の請負等3契約の入札参加資格の審査について」を御覧ください。

初めに(1)資格審査の概要でございます。本県では、入札参加資格の基本要件を満たすことを確認の上、県の定める基準に基づき、経営規模等の審査合計点に応じて契約の種類ごと等級を区分しております。基本要件とは、資料のア～エに記載のあります事項のとおりでございます。

続きまして(2)審査項目及び点数でございます。長野県の入札参加資格の等級はA、B、Cの3種類ございまして、等級区分がAの事業者は全ての入札案件に、Bの事業者は予定価格が1,000万円未満の案件に、Cの事業者は予定価格300万円未満の案件に参加が可能となっております。

等級は審査合計点によって、表に記載のとおり決定されます。審査合計点とは、全ての審査者が対象の①経営に関する項目、製造の請負の申請者が対象の②製造設備に関する項目、長野県に本店を有する申請者のみが対象の③信州企業評価項目、この①～③のそれぞれの評価点数の合計で決定されるものでございます。

経営に関する項目とは、従業員数、純資産額、売上高、流動比率など、経営に関する事項について、県の定める一定の評価基準により採点をするものでございます。

製造設備に関する項目とは、製造に係る自社設備の保有状況を確認し、その現在価格によって点数をつけるものでございます。

信州企業評価項目とは、社会的責任を果たす県内業者の育成を目指しまして、県内に本店を有する申請者が行っている品質確保や環境配慮などの取組について加点をするものでございます。

資料14ページの上部に信州企業評価項目についての考え方を記載してございます。信州企業評価項目は、契約に関する条例を踏まえて(1)から(4)に記載されている点に配慮して設定をしております。

令和4、5、6年度においては、11項目、信州企業評価項目を設定してございます。

続きまして、「2 信州企業評価項目」の見直しについてでございます。見直し内容は全部で2件でございます。

まず1点目でございますが、資料の(1)環境配慮の取組に「事業活動温暖化対策計画書の作成」を追加するものでございます。これは、長野県のゼロカーボンに向けた取組の一環でございます。

事業活動温暖化対策計画書の作成義務がない者が計画書を作成した場合、環境配慮の取組として点数「2」を新たに付加するものでございます。

なお、現在環境配慮の項目としましては、ISO14000シリーズや、エコアクション21などの公的な環境認証の制度がございしますが、重複して加点せず、どれか一つで加点「2」としたいと考えております。

事業活動温暖化対策計画書について、資料の中ほどに四角の枠の中で簡単にまとめてございますので説明いたします。

事業活動温暖化対策計画書制度とは、長野県地球温暖化対策条例に基づきまして、県内に本店または支店・営業所のある事業者に対し、最大3か年の計画範囲内で、温室効果ガスの排出抑制計画を作成するものでございます。二酸化炭素排出量が一定量を上回る、あるいは自動車の保有台数が一定数以上あるなど、一定規模の事業者につきましては、作成が義務づけられているものでございます。計画書を作成した者については、計画期間中、毎年1回温室効果ガスの排出実績を報告する必要があります。

この制度は平成26年度から始まりまして、直近の計画期間である令和2～令和4年度の期間では、856者が作成しております。そのうち530者につきましては作成義務がない者になっております。

続きまして、(2) 職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度の改定に伴う配点の変更でございます。

職場いきいきアドバンスカンパニーは、これまでも信州企業評価項目でしたが、認証制度がワークライフバランスコース、ダイバーシティコース、ネクストジェネレーションコースの三つに分かれましたので、配点をこれまでの「1」から、各コース「1」の合計「3」に変更するものでございます。

職場いきいきアドバンスカンパニー制度についても、資料下部の四角の枠に簡単にまとめてございます。職場いきいきアドバンスカンパニー制度とは、仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善や雇用の安定を進め、従業員がいきいきと働き続けられるような多様な働き方を導入し、実践的な取組を行っている一歩進んだ企業を認証する制度でございます。

現在のコースのうちワークライフバランスコースとは、様々なライフスタイルやニーズに合わせた働き方ができる企業への認証、ダイバーシティコースとは、多様な人材を活かし、イノベーションを生み出している企業への認証、ネクストジェネレーションコースとは、若者や氷河期世代の育成に積極的に取り組む企業への認証でございます。

なお、3コース全てで認証されますと、上位認証としてアドバンスプラスとして認証されるものでございます。

最後に(3) 見直し後の評価点数でございます。

表の真ん中より右側、評価点数のR4、5、6、とR7、8、9の部分を御覧ください。

信州企業評価項目はこれまで11項目、合計で14点でございましたけれども、今回この表全体の網かけの部分に変更になりました結果、全部で14項目、合計16点に変更となります。

新しい信州企業評価項目ですけれども、この審議会でご審議いただいた後、パブリックコメントを実施し、それからパブリックコメントの結果を審議会へ報告、申請業者様への周知経まして、令和6年度冬から申請を受け付けます令和7、8、9年度の入札参加資格審査から適用したいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○佐々木会長

引き続きお願いいたします。

○事務局

続きまして 15 ページ、資料 6-2 を御覧ください。「建設工事の入札参加資格の見直し」についてです。

まず、1 を御覧ください。建設工事の入札参加資格には資格審査要件が必要ですが、その要件は、1 の (1) ア～カまでの項目です。

(2) 資格総合点数について説明いたします。

建設業法に基づきます経営事項審査の総合評価値と、長野県内の本店企業に、経営事項審査の総合評価値の最大 25% を加点する信州企業評価項目の合計です。この資格総合点数により長野県での格付けを行います。

「2 信州企業評価項目の考え方」について御説明いたします。

基本的には先ほど説明がありました物件の買入れと同様の考え方を採用しています。ただし「(2) 経営事項審査と重複しないもの」、「(3) 対象企業が極端に多く、または少ないもの」、については建設工事の独自の考え方となっています。

次に 17 ページの表を御覧ください。左側が令和 4、5、6 年度までの審査項目の一覧、右側が令和 7 年度以降の審査項目の一覧です。

削除項目から御説明します。「新技術登録」の項目についてです。今までは、「県新技術・新工法を活用支援事業への登録」、そして国で所管しています「新技術情報提供システム（通称・NETIS）への登録」について加点していました。しかしながら、県の登録事業が平成 29 年度に終了していること、そして新技術情報の NETIS につきましては、現在では技術活用に事例が移っていることを踏まえて、項目から削除いたします。

「労働環境」の項目です。建設事業者個人の実績や経歴を登録する建設キャリアアップシステム（通称・CCUS）と、その下にあります次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定については令和 5 年 1 月から、経営事項審査の評価事項に加わったことから、この評価項目から削除したいと思います。

さらに下のほうに「合併」の項目があります。平成 16 年から始まった国の建設産業構造改善推進プログラムにおいて、当時公共投資が減少する中で、中小、あるいは中堅建設企業の合併等、経営基盤の強化を政策的に推進してきた経緯があり、長野県でも平成 21 年度から評価項目に加えていましたが、現在ではその目的は既に果たしたと考えられるため、削除します。

続きまして新規あるいは改定の項目について御説明します。

「技術力」の欄にある ICT (Information and Communication Technology) については、県内の建設 DX を推進するため追加をしたいと思います。

「ワーク・ライフ・バランス」の項目についてです。

先ほど契約・検査課から説明がありました「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証について拡充をしたいと思います。

「週休二日等休暇制度」についてです。令和 6 年 4 月から建設業界も時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、雇用環境の整備をさらに促進するため、4 週 8 休のみを加点対象することとともに、加点を拡大します。

「社会的責任・貢献」（通称・CSR）の中で「改」とある「環境配慮」についてです。今までは「エコアクション 21」が加点対象となっていたことが、国の経営事項審査に加わっ

たことから削除する一方で、県条例に基づく「事業活動温暖化対策計画書の提出」を加点対象とします。

なお、今まで建設工事の審査項目の名称につきましては、「新客観点数」としていましたが、これからは「信州企業評価項目」という名称に変更いたします。これは今後、「入札参加申請システム」を広く利用していく上で、利用者の混乱を防ぐために3部局で名称を統一するものです。

また、ただいま御説明した内容につきましては、戻りまして16ページに一覧で記載していますので、参考に御覧ください。

説明は以上になります。

○事務局

続きまして、森林政策課から御説明いたします。

18ページ、資料6-3を御覧ください。「森林整備業務の入札参加資格の見直し」について御説明いたします。

森林整備業務は、1の(1)に記載のとおり、資格申請要件を定めております。この中でアの資本金の額、エの業務管理者1名、専門技術者1名、技術作業員2名以上を求めていることが森林整備業務独自の定めでございます。

(2)資格総合点数につきましては、客観的事項の総合評定値と信州企業評価項目を加算して算出しております。

①客観的事項につきましては、森林整備業務の完成工事高と、技術職員の数、こちらを点数化して算出しております。

②信州企業評価項目につきましては、次の19ページを御覧いただきたいと思っております。19ページの真ん中辺りから下でございますが、信州企業評価項目は、令和7年度から、経営意欲、雇用環境、社会的責任/社会貢献の3区分に整理しました御覧の9項目とするよう改正したいと考えております。

今回御審議いただきたい変更部分でございますが、18ページにお戻りいただきまして、18ページの下を2を御覧いただきたいと思っております。

変更の1点目としまして、労働福祉のうち加入率が既に98%と高い各種退職金共済の加点を20点から10点に半減いたします。

変更の2点目としまして、労働環境改善のため、週休二日等休業制度への加点をおおむね倍増させていただきたいと思っております。変更前後の点は記載のとおりでございます。

新規としまして、環境配慮に係る各制度の普及を図るためISO14000等の認証登録、または事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者に10点を加点いたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございました。資料の6-1から6-3までの「入札参加資格の見直し」につきまして、御質問、御意見等よろしく御願いたします。

○西澤委員

西澤でございます。よろしくお願いたします。御説明ありがとうございました。今、森林と建設におきましては、環境への加点項目が10点ということでお知らせをいただいたと思います。やはり県がゼロカーボンを目指すという非常に高く志を掲げていただいている中では、その加点というところは妥当と思っておりますが、一方で「その他3契約」におきましては、加点というよりも、加点が2点のまま推移していると。ISO14000シリーズに、PDCAの中に事業活動温暖化対策計画書の策定を含めるということをお考えで、環境配慮が2点のままということでございますか。その真意をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、令和4年度から令和7年度に2点、見直し後の評価点数がアップしていますが、3項目、経営に関する項目、製造設備に関する項目、信州企業評価項目で、この信州企業評価項目が14点が16点になると思うのですが、どの部分について2点プラスをされるのか、お示しいただきたいと思っております。

○事務局

環境配慮のところの考え方ですが、物品につきましては、環境配慮項目の中身が増えるということでもあります。今まで環境配慮認証の取得難易度が高かった中に、ゼロカーボンの取組を進めるということもあって、事業活動温暖化対策計画書制度を追加したというところでございます。

点数ですが、令和4、5、6年度は14点、令和7、8、9年度から16点ということで2点増えておりますが、これは職場いきいきアドバンスカンパニーの認証が1点だったところが、合計3コースになって各1点になりましたので、その部分が1点ずつ増えて、全部で2点の増ということになっております。物品は令和7、8、9年度で削減をしたものではなく、二つ増えたということでございます。

○西澤委員

県との温度差を感じてしまうのですね。この環境配慮が2点のまま、事業活動温暖化対策計画書を、私どもも義務ない中で提出させていただいたのですが、やはり中小・零細にとっては非常に難易度の高い、ハードルの高い計画書だと思っております。CO2換算の計算や、外部の機関に御指導はいただくのですけれども、この努力をするという点と、報告義務も年に1回あるのですが、そこが中小・零細は少しハードルが高いかなと思っております。そこに取り組む中で2点のまま据え置きというのが、環境に今後力を入れていく長野県としての加点としては、少し配慮が低いのではないかとこのところでございます。御検討いただければと思います。

○事務局

信州企業評価項目自体が加点制度ですので、ある程度全体の項目としてのバランス、最終的な合計点数の上限というものもございまして、加点項目が幾つもある中で、やはりいろいろな部分のバランス等を加味した中で、現在こういった形にしているところでございます。

○西澤委員

ですので、やはりこの三つのバランスだと思うんです。経営に関する項目、製造設備に関する項目、信州企業評価項目と、この三つのバランスも大事かなと思っております。うまく伝わっていないでしょうか。

○事務局

建設部から補足をいたしますので 17 ページの表を御覧ください。環境配慮についての御質問ですけれども、例えば令和 4、5、6 年度の場合、「エコアクション 21」の加点は 10 点でした。それが今年から「エコアクション 21」が経営事項審査に加わったために、それに代わるものとして、「事業活動温暖化対策計画書」も 10 点にしています。建設部でも入れ替えになっていますので、特別に大きく配点を変えたという認識はないです。全体の配点のバランスもありますので、ここだけ配点を大きくすることは、考えていません。

○西澤委員

そこは私の勘違いです。

○事務局

補足ですが、10 点という和多い感じもするのですが、17 ページの表上のほうに、各項目点を全部加点したら理論上何点になるかという「最大加点」が書いてあります。令和 4、5、6 年度では、仮に全項目が加点されたとしても最大 405 点、令和 7 年度以降ですと、最大 349 点が理論上の「最大加点」です。

ただし、国の経営事項審査の点数を、例えば 1,000 点取っている企業だとしても加点上限が最大 25%なので信州企業評価項目で 349 点を取っても最大で 250 点しか加点されないという仕組みになっています。信州企業評価項目の点数だけを取れば点数が上がるという仕組みにはなっていない、ということをお理解いただければと思います。

○西澤委員

承知しました。10 点と 1 点の絶対値は比較はしてごさいませんが、努力した企業への加点は、県の政策への力の入れようを考えると、そこがスライドのままでいいのかなという御質問でございました。

○佐々木会長

いいでしょうか。

○西澤委員

丁寧な説明ありがとうございます。

○事務局

補足ですが、環境配慮は現状 ISO14000 シリーズです。これは非常に取得のハードルが高いというのはご承知のとおりです。それと同格に、今回の事業活動温暖化対策計画書の

取り組みを評価させていただきたいと考えております。取り組みのハードルは両方とも高いとは思いますが。

○西澤委員

中小・零細にとっては。

○事務局

中小・零細企業にとっては取り組みのハードルが高いのは一緒だという御意見ですが、ISO14000 シリーズと同格に評価し、どちらかに取り組んでいただければ2点を加点するように、加点対象の取り組みを追加する見直しとなっております。

○西澤委員

納得させていただきました。

○佐々木会長

ほかにいかがでしょうか。

濱委員、どうぞ。

○濱委員

労働環境の項目が、特に建設の関係は加点としてボリュームをかなり細かく、基本理念にも沿った内容が全部網羅されているということを強く感じた中で、基準日において従業員100人以下の企業が次世代育成法に基づく一般事業主行動計画が出されていること、これが削除されてしまうんですね。それはなぜかということと、一番上の労働環境の基準日直前4年間において「育児または介護休業を20日以上休業を取得した実績がある場合」という「20日」の根拠、それを聞かせていただきたいということ。

それと森林整備業務の入札の信州企業評価項目、ここにも「週休二日等」とあるのですが、これまでの週休二日というところは「休日」という言葉だったり、「週休二日等」という言葉だったのですが、「休業制度」というと、これは意味合いが違ってしまいますね。あくまで会社の公休日の週休二日制度ということですよ。これを「休業制度」という言葉にしているのはなぜかというところをお答え願います。

○事務局

資料17で御説明します。まず削除されてしまったという次世代育成法に基づく事業主行動計画の策定についてですが、これは先ほど説明した国の経営事項審査に加わっており既に建設企業の評価として経営事項審査の対象になっています。このため、県としては二重に加点、もしくは二重に減点することはしないという意味で削除したということが一点です。

二点目の育児介護休業の「20日以上」についてですが、平成23年度までは、育児・介護休業制度の給付金の支給要件が、「支給単位期間において、全日休業日が20日以上であること」と定められていたため、これが「20日以上」の根拠になっています。

○濱委員

今回改正される部分ではないのですが、建設業界では男性の育児休業、介護休業というのは取りづらいと思いますので、そこを労働環境を整備するとしたら、「くるみんマーク」に結びつけたらいかがでしょうか。「プラチナくるみん」では男女共同参画ということも基本理念には載っていたので、男性であれ、女性であれ直近4年間に従業員が20日取った実績があったなら加点を取れるのかなと思います。「20日」というところは今回はもうこれでよいのかなと思いますが、「産後パパ育休制度」が去年から新たに創設されスタートし、奥さんが赤ちゃんを産んで8週間の間に4週間（28日）まで休業することも可能なので、特に建設部ではこれだけ労働環境の加点の項目にボリュームをつけているので、社会のありようと企業の組織づくりの労働環境と考えると、次回の加点項目の改正点として考慮いただきたいです。

「週休二日等」とあるので4週8休も可能なのかと思って聞かせていただきましたが、ここの加点が15点と大きくなったので、ぜひ企業には取り組んでいただきたいなどの思いがあります。さっきの森林整備の「休業制度」は、この言葉でいいのかどうか、これは資料になってしまうので、確認させていただきたいところです。

○事務局

資料6-3の森林整備の「週休二日等休業制度」という言葉との御指摘でございます。こちらは就業規則に4週5休から4週8休までを定めるという趣旨でございまして、もしこの言葉が誤りであるとすれば修正をしたいと思っております。

○濱委員

ぜひ。この前の資料では「休日」という言葉になっているので、「休日制度」と変えていただいたほうが適正かと思えます。

○事務局

御指摘ありがとうございました。

○濱委員

お願いいたします。

○事務局

建設部から補足ですが、先ほどの「えるぼし」、「くるみん」制度についての御指摘ですが、「くるみん」などの女性活躍法に基づく認定、次世代法に基づく認定の制度は国の経営事項審査に、令和5年の1月から加点対象になっています。既に対象になっていますので、県では二重に加点しないということです。

○濱委員

分かりました。ありがとうございます。

○佐々木会長

「休業制度」を「休日制度」ということでいいですか。

○事務局

確認した上で正しい言葉に直させていただきたいと思います。

○濱委員

お願いいたします。

○佐々木会長

確認しておいてください。ほかにいかがでしょうか。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

湯本でございます。大きく二点お願いしたいと思っております、最初に資料 6-1 の関係でございます。「その他 3 契約」の入札参加資格で、そもそもの部分に関わってくるのですが、特に印刷企業に関わる請負について、私のほうに、印刷機械が整備されていない業者の方が非常に低価格で入札をして、それを下請に出してさらに低価格になっているという声が届いております。今、燃料や光熱費が非常に上がっている中で、昨年 12 月 27 日には、経済団体や労働団体、県も含んで、価格転嫁の共同宣言をするなど、適正な価格設定というのが非常に重要になってきたと思います。ぜひこの在り方、今後の対応について、伺いたいと思います。

あわせて、昨年もちょうど同じ時期に確認しているのでよろしいかと思うのですが、10 月 1 日から最低賃金がまた非常に大きく上がるわけです。昨年、最低賃金の改正に伴った様々な対応を県もしっかりすることを確認していますので、また同じ対応をお願いしたいと思います。

二点目として 6-2 の関係、審査項目の見直しで、先ほど御説明もありましたが、長時間労働是正に向けた労基法が改正になる中で、上限規制が建設業の皆さんについても来年 4 月から適用になりますが、実態として、自然災害が増え、その対応が非常に多く、労基法の 33 条の幅広い運用というのが懸念されます。

特に、資料の中にもありましたが、入札参加者数が非常に大きく減っているということは、これはもう建設業許可のある業者さんの数が減っているということです。あわせて、除雪の対応も含めると、本当に事業量が大変な状況な中、審査項目の見直しについては、今回は雇用環境に関わる、当面は週休二日の休日制度について評価するということですが、さらなる見直しや検討が必要だと思えます。将来的な見込みも含めて、現段階の様子など聞きたいと思えます。以上です。

○事務局

最初の御質問ですが、資料 6-1、印刷の発注についてということで、ダンピングの問題と価格設定についての御質問だと理解させていただいております。

一つ目のダンピング問題につきましては、平成 28 年度から最低制限価格制度の適用を試行的に行っておりまして、現在 60%に設定している掛け率を分析する中で、これを上げる方向で現在検討しております。

それから、二つ目の価格設定につきましては、印刷業務に限らず適正な履行が見込まれる契約金額となるよう、十分な市場価格の調査や見積書の聴取など、前年度実績に基づいた予定価格設定ではなく、市場の状況を適正に反映した予定価格の設定を行うようにしております。

引き続き請け負う事業者が適正な価格で受注できるような契約の締結に努めてまいりたいと考えております。

○事務局

資料 6-2 の週休二日等の休日制度について御指摘をいただきました。おっしゃるように、若い人たちが就職先を選ぶときに、休日制度が充実していないと就職先の対象として選んでくれない時代になっておりますので、これからの建設業にとって必要不可欠な制度だと考えております。

御指摘のとおり令和 6 年 4 月から労働時間の上限規制が適用されます。県としても、この制度が建設業にとって追い風となるように、制度が始まってから半年後の来年の 10 月 1 日の時点までに、就業規則を週休二日等の休日制度に変えてくださいという意味で、今回改定を考えております。

令和 7 年度からまた 3 年間経つての、次回の休業制度への加点については、令和 7 年度以降の週休二日の制度の普及状況を見ながら見直しを行っていきたいと思います。

以上です。

○事務局

最低賃金の話がございましたので、それについても御説明させていただきます。最低賃金は 10 月 1 日からということで、過去 20 年間ずっと上昇しておりますが、過去最大の上げ幅ということで、私どものほうも非常に懸念しておりまして、9 月 8 日付けで、予算執行者宛てに通知を出させていただきました。

これからの入札等あるものにつきましては、改めて最低賃金をしっかり適用できるよう、予定価格をつくって入札をかけていただきたいということ。もう一点ですが、既存の契約、特に賃金が最低賃金に近いような業態、業務のものもあるのですけれども、そういったものにつきましては、受注者の方とよく御確認をいただいて、最低賃金に触れないように、変更契約も踏まえて確認することをお願いしたいということで通知を出しているところでございます。

○佐々木会長

ありがとうございます。湯本委員、よろしいでしょうか。

○湯本委員

特に価格転嫁の関係についてはよろしくお願ひしたいと思います。

毎回という言い方も変ですが、こういった労働関係のときに発言した後、必ずと言っていいほど経営側の木下委員からお話をいただいているので、できれば木下委員からも伺いたいと思います。

○木下委員

分かりました。実情をちょっとお話いたしますと、建設業を取り巻く状況というのは、ただいま建設部からお話があったとおりでございます。慢性的な人手不足の中で、来年4月からは時間外労働時間の上限規制が始まります。業界を挙げて働き方改革と生産性向上に取り組んでおります。

その一環で、休日、週休二日ですとか、女性や若者の雇用という部分に力を入れることは当然やっているのですが、今回の信州企業評価項目の中で、当然環境配慮、社会的責任、社会的貢献というものは理解をしておりますけれども、もう一つ、雇用環境の中で、今までの新経審と呼ばれる時代でも、業界の間接部門、いわゆる総務だとか営業の一部が相当苦勞して書類をつくって新経審の点数を取ってきました。会社の方針以上の、多少背伸びもして書類をつくって点数を取っていた、そういう企業が多いと思います。

今回働き方改革の中で技術者の負担軽減のために、建設部で書類の簡素化ということに取り組んでいただいております、だいぶ軽くなってきたと思っておるのですが、今回の改正になっても相変わらず求められる書類が多いです。

特にワーク・ライフ・バランスというのは、書類的には相当重いです。ですから、働き方改革の意識を高めるためには有効かもしれませんが、生産性の向上という点では非常にマイナスになっていると考えています。

むしろ経審と併せての新しい信州企業評価項目という考え方が、そういった建設業を取り巻く周辺産業の繁栄ではなくて、むしろ建設業が持っている実力を高める、つまり、災害が発生したときにすぐ出動できるような地元の雇用や建設機械の投資、こういったものを重視をしていただきたいと思います。そうすれば、生産性が向上して、労働者に回る賃金も増えるのではないかと思います。

今は、休日でもですが、給料が高くないと人が集まらないです。だから、一般的な皆さんの感覚以上に、経営者というのはいかにして最先端で働く技能者に賃金を多く払うか、それを非常に考えているのです。

ということはつまり、売上の中で間接費の占める割合を下げる、稼ぐ部門を大きくするという事なので、なるべく間接部門にそういった余分な荷重をかけないような方向に持って行っていただきたいと思います。

ですから、私自身はワーク・ライフ・バランスをこれ以上拡大するのは賛成できません。会社の負担を重くするだけで、回り回って先端で働く皆さんの手取りが少なくなってしまう。そういう構造になっていると考えてください。よろしいでしょうか。

○佐々木会長

業界の切実なお話を伺いました。ありがとうございます。

どうでしょう。進行役として言うのは適切ではないのですが、基本的に建設業の残業のかなりの部分はバックオフィスで起きています。仕事というよりも、その後の事務処理で、

これがほとんどの残業の大きな要因になっているのは間違いないです。

特に公共発注の場合には、これは別に県に限らないのですが、非常に多くの書類を求められて、しかもそれがあるものだから、元請が下請にさらに過重な要求をするという連鎖になっています。だから、これはなかなか厳しい、難しいかと思うのですが、もちろん私たち自身は、ワーク・ライフ・バランスというのをやらないと人が来ないですから絶対に必要だと思うのですが、それと並行して、事務処理をどれだけ簡便にしていこうかということにぜひ取り組んでいただきたいと、前から思っております。これは受注者ではなく発注者でないといけない話ですので、進行役として言うてはいけないことかもしれませんが、ぜひお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○事務局

今、木下委員から間接費について、また佐々木会長からも事務処理の簡略化についてお話をいただきました。書類の簡素化、あるいは国と様式を統一する標準化を考えつつ、どうやったら削減できるかということは非常に大きな課題だと思っております。今、貴重な御意見をいただいたと思っておりますので、更なる事務処理の簡素化に向けて、意見交換をしながら取組を進めていきたいと思っております。

以上です。

○佐々木会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

秋葉委員、どうぞ。

○秋葉委員

まさに先ほど DX の話で私が申し上げたかったことそのものを、今、木下委員がおっしゃってくださいました。求めるのは資料ではなくて情報、もっと言えばデータです。それが DX の神髄のはずです。会長がおっしゃられたように、発注側がすごく強いですから、請ける側が「この資料は出せません」とは言えないじゃないですか。ぜひ根本的に見直していただければいいというのが、さっき申し上げたかったことでした。ぜひとも私も進めてほしいと思います。

そうしないと、本当に人がいなくなってしまう。社会が回らなくなるということをすごく心配します。それが追加で申し上げたかったことです。

もう一つはささいなことですが、パブリックコメントを行う際に、長野県独自の制度ということが分かるような表記をしていただくといいのかなと思います。特に信州企業評価項目には、国の制度ではなく、長野県独自の制度を評価するところが幾つもあると思いますので、単に表記の話ですが、これは長野県独自の制度です、と表記することで、「長野県は頑張っている。うちらも頑張ろう」となってもらえるといいかなと思います。単に表記の話ですが、工夫していただければ、パブコメを通じて県民の皆様にも伝えられるのかなと思いました。

○佐々木会長

では、御検討していただくということによろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○佐々木会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

森委員、どうぞ。

○森委員

よろしくお願いします。森です。私は将来世代応援県民会議のメンバーですので、職場いきいきアドバンスカンパニーの認証をこういう形で拡充していくのは大事だと思いつつも、木下委員のおっしゃっていることは本当にそのとおりだと思っているところです。

先ほど西澤委員からもお話がありましたけれども、14ページの資料を見ますと、環境配慮では、ISO14000 シリーズと事業活動温暖化対策計画書は、求められるものが大きく異なるし、別途の対応も必要になると。そう考えていきますと、ここを合わせて2点という形でいいのかどうかは、新たに検討する必要も出てくるかと思うところです。

また、別の審議会の立場で言うと、職場いきいきアドバンスカンパニー制度を拡充していきたいというところはあるのですが、全体のバランスを考え、配点をどうするのか、ほかの項目を拡充するのかという判断をする必要が出てくるかと思うところです。

また、先ほど秋葉委員のおっしゃったのはそのとおりだと思うのですが、例えば、品質確保で ISO9000 シリーズを信州企業評価項目に入れていますが、これは経営上の指標ではとても大事かと思うところですが、経営上のものと、信州らしいオリジナルのものを、これ以降しっかり区分けをしていく必要が出てくるかと思います。今はこのような形で整理しておき、次回に向けては、経営上と信州らしいというものの区分けを意識する必要があると思いました。以上コメントです。

○佐々木会長

ありがとうございます。評価点数はなかなか難しく、人によって考え方はもちろん違いますし、ある意味最後は経営の問題みたいなところもあります。ただ、こういった貴重な御意見があったので、聞きっ放しということではなくて、恒常的にこういうものは検討していくものだと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

委員の皆様から、貴重な御意見をいただきありがとうございました。「その他3契約」では、それぞれの加点項目でおおむね2点以内という目安がある中で、労働環境だけが点数が多い現状となっており、加点項目の数や、点数のバランスについて検討する必要があると考えております。

企業の皆様から御意見を直接聞く機会もあまりないので、そういうところからも御意見

をお聞きして、また、今回の委員の皆様のお意見も踏まえ、検討してまいります。

R7、8、9はこの形で進めさせていただければと思います。

○佐々木会長

ありがとうございます。ほかに御意見はいかがでしょう。

それでは、皆さんから貴重な意見をいただきましたので、今日で終わりということではなく、我々の任期は3年で十分に時間はありますので、いずれかの時点で検討結果をお聞かせいただければありがたいと思っています。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど字句の修正みたいな話もございましたし、長期的な大きな課題が提案されたわけでございますけれども、今回のものにつきましては、おおむね適当ということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

○佐々木会長

ありがとうございました。では、そのように取扱いをさせていただきます。

それでは次に、エの「建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し」ということで、御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは20ページの資料7をお願いいたします。「建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し」ということで、若手・女性技術者の配置（試行拡大）についてお諮りするものでございます。

「1 現状と課題」を御覧ください。若手技術者の活躍の確保に向けた総合評価落札方式における取組については、先ほど説明させていただいた「価格以外の評価点」という形で、若手技術者を現場に配置した場合には、現在、主任技術者・現場代理人の配置について加点を実施しているところです。

一方、女性技術者につきましては現在取組をしていない状況でございますが、建設業の現場で働く女性技術者の割合というものは、全産業に比べて非常に低く、我々「誰もが活躍できる建設業」というものを目指しておりまして、そういったものの実現に向けましては、改善の余地が非常に大きいと考えております。

下の括弧内にありますが、「全産業における女性の割合45%に対し、建設業技術者における女性の割合は3%」ということで非常に低いということで、この女性技術者の活躍の場の確保、こちらをやっていきたいと考えております。

「2 見直し内容」を御覧ください。

1) 主任技術者及び現場代理人への配置の加点対象について、現行の若手技術者に加えまして、女性技術者も評価することを考えております。見直し後、という形でアンダーラインで引いてあるところが、今回見直ししたい内容でございますが、主任技術者とは、例えば一級土木施工管理技士ですとか、そういった国家資格等を持っている方が就く仕事に

なります。一方現場代理人というのは、社長の代理人としてその現場ごとの契約をつかさどる方という形で、資格については特段求めてはいないのですが、こういった方々を現場に配置することになっておりまして、そういった方々に若手・女性を配置した場合に評価するという制度を考えております。

また2)で、先ほど資格が必要だと言いました主任技術者のところに実績の少ない若手技術者を配置した場合、また、今回御提案させていただく、女性技術者を配置した場合については、現場代理人のほうに実績豊富な方がついていただいた場合は、その評価は現場代理人さんの、実績のある方で評価しましょうという形です。書かせていただいておりますとおり、実績の少ない若手・女性への技術伝承を図るとともに、実績豊富な技術者にも継続して活躍の場を確保したいという形で制度を整えたいと考えております。

以上、御審議のほう、お願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございました。では、資料7につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。ではこれは適当であるということで次に進みたいと思います。

では資料8の御説明をお願いいたします。

○事務局

では、資料8を御覧ください。先ほど取組方針の変更のところでは挙げさせていただきました公用車燃料の調達についての審議事項となります。

「1 現状と課題」、こちらにあるグラフですが、棒グラフが県内で発生している災害の被害額の推移でございます。それから折れ線グラフのほうが、県内のガソリンスタンドの箇所数の変化でございます。

令和元年の台風19号によります千曲川の氾濫をはじめ、県内で毎年豪雨等による甚大な被害が発生しておりまして、防災体制の強化が求められております。一方で、県内のSS（サービスステーション）は、年々減少し続けておりまして、「しあわせ信州創造プラン3.0」、長野県の総合5か年計画になりますが、それで目指す災害に強い県づくりを推進するため、災害時の燃料の供給拠点となりますSSの維持・確保が課題となっております。

この状況につきましては、長野県だけの話ではなくて、全国的にも同じ状況にあり、燃料の調達につきまして、国からの方針が示されております。「2 国等の方針」でございます。

(1) 国の方針で、令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針、この4月に閣議決定されたものでございます。災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して、円滑な燃料調達が認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等々を十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができるとされております。

(2) 他県の状況ですが、石油組合との随意契約を実施している県が31件ございます。

それから(3)で県条例ですけれども、条例の第3条第3項におきまして、県民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う管内事業者の育成に関するこ

とに配慮しなければならぬとされております。

以上より、県条例の理念に基づきまして、石油組合との随意契約の導入を図りたいと考えております。

「3 石油組合との随意契約の導入」でございます。

まず（1）公用車燃料の調達概要です。現在は県庁及び現地機関ごとに単価契約をしております。公用車数は全体で約1,400台、年間の予算額は約1億5,000万円弱というところでございます。

（2）長野県石油協同組合の概要です。県内事業者の約9割が加盟する組合でございます。県と「災害時における石油燃料の供給等に関する協定」を締結しております。また、共同受注体制が整っているなどの要件を満たす「官公需適格組合」、こちらは中小企業庁の認定になりますが、その認定を受けておきまして、県内全域で円滑な燃料の調達が可能となっております。

以上のことから、下の枠内になりますが、①県と災害時の燃料供給協定を締結していること、②県内全域で共同受注体制を有し、広域かつ円滑な燃料調達が可能であることを満たす唯一の事業者であることを理由に随意契約をしたいと考えてございます。

次の22ページをお願いいたします。（3）現状との比較の表でございます。契約方法につきましては、現在県庁及び現地機関ごとに一般競争入札または公募型見積合わせをして契約をしております。導入後については、全県一括で石油組合と随意契約となります。

選定要件ですが、現状は庁舎の近隣にあること。例えば県庁から半径5km以内とか、そういった要件を付しております。これが導入後は、災害時の燃料供給協定の締結と県内全域での給油というものが条件となります。

契約数が現在86契約、これが導入は一つ、一本化されるということです。

給油可能SSですが、現状は各機関が契約したSSのみ原則1か所でございます。これが導入後は、災害時が県内全域90か所、平時が同じく全域の112か所になります。ここで平時の22か所の増分につきましては、中山間地等の組合のシステムに加入しているSSが少ない地域におきまして、組合のほうでJAグループ等の中山間地にあるSSの御協力をいただく形で共同受注体制を構築しておきまして、平時には給油の利用が可能ということでございます。

（4）導入による効果です。県内のSSが年々減少していく中、災害時に円滑に燃料調達できるSSを一定数確保できます。そして、県内全域で共通カードによる給油が可能となり、公用車使用の利便性が向上いたします。また、この共通カードは緊急車両の登録も兼ねることができますので、災害時に緊急車両の給油を行う給油所の指示だとか、機械を通して行う手続が不要となりまして、災害時でのよりスムーズな初動対応にもつながると考えております。また、契約数の削減により、契約事務が大幅に効率化するという効果もございます。

「4 導入時期（予定）」ですが、令和6年度、県庁と会計局の現地機関約100台で試行的に導入いたします。そしてその翌年令和7年度に最も現地機関で公用車を持っております建設部に入っただいて、全体で550台に拡大して実施をしたいと考えております。最後に令和8年度、導入可能な全ての機関で実施という予定でございます。

現地機関への導入を段階的に進める理由としましては、支払事務が現状と大きく変わり

ますので、現場が混乱せずにスムーズに移行するように段階的な導入を図るものでございます。

最後に参考としまして、国の基本方針の該当箇所の全文と、経済産業省から通知のありましたその解説について記載をさせていただきました。

説明は以上になります。御審議お願いいたします。

○佐々木会長

ありがとうございました。では、最後の御説明につきまして、御説明、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。では、ただいまの件につきましては、適当ということでお認めいただければと思います。

(2) 報告事項

ア 建設工事の総合評価落札方式における評価方法の見直し（災害時の体制評価）

イ 業務委託の総合評価落札方式による対象の追加（工事監督支援業務）

○佐々木会長

審議事項は以上でございますが、続いて報告事項ということでございまして、「総合評価落札方式における評価方法の見直し」について、御説明をお願いします。

○事務局

続きまして、23 ページ、資料9でございます。「建設工事の総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）における評価方法の見直し（災害時の体制評価）」について御説明させていただきます。

導入部の文面でございます。地元建設企業がその役割を担い続けることができるよう、地元企業の受注機会の拡大と技術力の維持・向上を図ることを目的に、令和元年8月以降の公告案件から「総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）」という方式を行っているところ です。

「1 現状と課題」です。この方式においては災害復旧への備えのある者として、災害時の復旧に必要な建設機械の保有について加点を行っておりますが、この加点を、機械が1台以上ある者が経営事項審査結果の総合評定値通知書で確認できますので、これによって加点を現在実施しているところです。

令和5年1月1日に経営事項審査が改正されまして、加点対象となる保有機械につきまして、ダンプトラック、例えば積載量が今まで5トン以上のものが全てですとか、ハンドガイドローラー、高所作業車のような機械の拡充がなされました。このため、災害時の復旧に必要な建設機械の保有という観点から、何でも1台あればいいという形ではないため、「2 見直し内容」の見直し後のところですが、2)で、例えば保有機械が発注者が定める点以上の加点を得ている者、これが台数が何台以上ということが具体的に指定されることとなります。もしくは3)発注者が定める建設機械種別ならびにその台数を確保している者、こういったものを次の中から発注者が選択という形で、地域の企業の実態を踏まえ

て、この加点がなされるように改正を行うものでございます。

実施時期は令和6年4月からの公告案件からの適用で考えております。

一つ目につきましては以上です。

○佐々木会長

ありがとうございました。御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは次に進みたいと思います。「業務委託の総合評価落札方式における対象の追加」について、御説明をお願いいたします。

○事務局

24 ページの資料 10 でございます。「業務委託の総合評価落札方式における対象の追加(工事監督支援業務)」でございます。

現在、県の発注する公共工事につきましては、技術職員が工事の監督員を務めておりますが、一部はコンサルタントさんにその支援をお願いしているものでございます。これを工事監督の支援業務という形で発注しているところでございます。

「1 現状と課題」でございますが、この工事監督支援業務については、現在は受注希望型競争入札、価格による入札によって受託者を決定しているところでございます。そのため受託者によって業務の理解度や実施体制等にばらつきが見られまして、最終的には監督の強化が工事の目的物の品質強化等にもつながるものですから、この辺に課題があると考えております。

そのため、「2 見直し内容」でございますが、見直し後の四角の中にございますとおり、現在の受注希望型競争入札に加えまして、価格以外の評価点も含めて、総合的に優れた方を受託者とできる総合評価落札方式をその選定の方法として追加したいという内容でございます。

実施時期は先ほど同様、令和6年4月の公告案件からの適用と考えてございます。

以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただいまの御説明に対して、御意見、御質問等ありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、予定していた議事は全て終了いたしました。大変貴重な御意見を幾つもいただきまして、本当にありがとうございました。また、円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。栗田委員もウェブで御参加ありがとうございました。

それでは、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

9 その他

○小池企画幹

多くの事項につきまして、慎重な審議をしていただき、誠にありがとうございました。

では次第9「その他」でございます。事務局から1点お知らせがございます。令和5年度第3回契約審議会の開催につきまして、11月中旬に予定したいと存じます。後日担当者から日程調整の御連絡をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

10 閉会

○小池企画幹

それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回長野県契約審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。

(了)